

**指定（介護予防）短期入所生活介護  
重要事項説明書**

社会福祉法人 長寿栄光会  
短期入所生活介護宮の里かわだ

## 「指定短期入所生活介護」 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
短期入所生活介護（宇都宮市指定 第 0970105433 号）  
介護予防短期入所生活介護（宇都宮市指定 第 0970105433 号）

当事業所はご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」、「要介護」と認定された方が対象となります。

### ◇◆目次◆◇

1. 事業者 .....	2
2. 事業所の概要 .....	2
3. 職員の配置状況 .....	4
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金 .....	5
5. 苦情の受付について .....	9
6. 第三者評価の実施 .....	9
7. 事故発生時の対応 .....	10
8. 禁止事項 .....	10

改定 令和7年1月

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 長寿栄光会
- (2) 法人所在地 栃木県宇都宮市田野町 666 番地 2
- (3) 電話番号 028-652-8122
- (4) 代表者氏名 理事長 高石 榮子
- (5) 設立年月 平成 9 年 8 月 26 日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成 23 年 4 月 1 日指定  
宇都宮市指定 第 0970105433 号  
※当事業所は特別養護老人ホーム宮の里かわだに併設されています。
- (2) 事業所の目的 介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、ご契約者に、短期入所生活介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 短期入所生活介護宮の里かわだ
- (4) 事業所の所在地 栃木県宇都宮市川田町 1077 番地 2
- (5) 電話番号 028-637-3100
- (6) 事業所長（管理者）氏名 植木 一成
- (7) 当事業所の運営方針 老人は多年にわたって社会の進展に寄与し、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されると共に、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものである。  
宮の里かわだは入居者、利用者がこうした基本理念の上に、人間らしく生きがいを持って有意義に楽しむ場であると位置づけ、入居者、利用者的人格を尊重し、自己決定の原則を重んじ、残存能力の活用と家庭的な温かい雰囲気環境の環境作りに努め、優しい笑顔と心配りにあふれた処遇にあたることを基本方針といたします。
- (8) 開設（サービス開始）年月 平成 23 年 4 月 1 日  
短期入所生活介護 平成 23 年 4 月 1 日 宇都宮市指定 第 0970105433 号  
介護予防短期入所生活介護 平成 23 年 4 月 1 日 宇都宮市指定 第 0970105433 号
- (9) 事業所が行っている他の業務  
当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。  
【特別養護老人ホーム】 平成 23 年 4 月 1 日 宇都宮市指定 第 0970105391 号

(10) 通常の事業の実施地域

宇都宮市内

(11) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	8:30～17:00
サービス提供時間帯	24 時間

(12) ユニット数と利用定員

短期入所生活介護 10人 (1ユニット定員10名)

(13) 居室等の概要

短期入所生活介護サービスの利用にあたり、当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は個室です。

居室・設備の種類	室数	備考
居室 (個室)	10 室	
食堂	1 室	
リビング	1 室	
共同生活室	1 室	[主な設置機器] 平行棒
浴室	1 室	個浴・特殊浴槽
医務室	1 室	看護師室

上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項 (トイレの場所 (居室外))

(洗面所の場所 (居室内))

### 3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

#### <主な職員の配置状況>

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	短期入所生活介護	
	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	0.1	0.1名
2. 介護職員	5	4名
3. 生活相談員	1	1名
4. 看護職員	1	1名
5. 機能訓練指導員	1	1名
6. 医師	0.1	必要数
7. 栄養士	1	1名

#### <主な職種の勤務体制>

職種	短期入所生活介護
1. 医師	毎週月・金曜日 9：30～17：00 の2時間程度 1名
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 6：45～16：00 1名 日中： 9：00～18：15 1名 遅番： 12：00～21：15 1名 夜勤： 21：00～ 7：15 1名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番： 7：45～17：00 1名 日勤： 8：45～18：00 遅番： 9：45～19：00
4. 栄養士	日勤： 9：00～18：15

#### 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

着替え介助、排泄介助、オムツ交換、体位交換、シーツ交換、食事介助、入浴介助、送迎、機能訓練、レクリエーション、施設内移動付添い等

それぞれのサービスについて、

- |   |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

##### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

##### <サービスの概要>

##### ①食事（但し、食材料費及び調理費相当は別途いただきます。）

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：8：00～10：00 昼食：12：00～14：00 夕食：17：30～19：30

##### ②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

##### ③排泄

- ・ご契約者の排泄の介助を行います。

##### ④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

##### ⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金(1回あたり)> (契約書第 8 条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

(1 単位=10.33 円)

	要支援 1	要支援 2	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
自己負担額	529 単位/日	656 単位/日	704 単位/日	772 単位/日	847 単位/日	918 単位/日	987 単位/日

☆送迎加算

利用者の心身の状況、家族等の事情等からみて送迎を行う場合。 184 単位/片道

☆生産性向上推進体制加算 II

介護ロボットの先端技術を活用している場合。

10 単位/月

☆夜間職員配置加算 II (要介護者のみ)

夜勤を行う介護職員の数が、最低基準を 1 人以上上回っている場合。

18 単位/日

☆介護職員等処遇改善加算

厚生労働大臣が定める基準で、介護職員の賃金改善を実施している場合。

(I) 介護保険給付 対象サービスの合計単位数の 14%の金額。

☆サービス提供体制強化加算

I 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 8 割以上である場合。

勤続 10 年以上の介護福祉士が 3.5 割以上である場合。 22 単位/日

II 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 6 割以上である場合。

18 単位/日

III 介護福祉士が 5 割以上の場合。

常勤職員が 7.5 割以上の場合。

勤続 7 年以上の職員が 3 割以上の場合。

6 単位/日

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事の材料及び調理に係る費用は別途いただきます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ご契約者の要介護度のサービス料金で支給限度額を超えるサービスが受けられます。

## （２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条、第８条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

### ＜サービスの概要と利用料金＞

#### ○介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

#### ○複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 20円

#### ○滞在費及び食費

（単位 1日／円）

利用者負担段階	滞在費	食費
第1段階	880	300
第2段階	880	600
第3段階①	1,370	1,000
第3段階②	1,370	1,300
上記以外の方	2,161	1,800

食費は朝食 450円、昼食 800円、夕食 550円となります。

①レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。但し、利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用をいただきます。

②日常生活上必要となる諸費用実費

利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用をいただきます。

③理容サービス

月に2回、理容師の出張による理容サービス（カット・顔剃り）をご利用いただけます。 利用料金：1回あたり 1,900円～

④個人専用品電製品貸与料

利用料金1日あたり120円（テレビ・電気毛布）  
1日あたり60円（電気アンカ）

⑤インターネット回線使用料

ご契約者の希望により、施設のWi-Fi等を利用してインターネットに接続した場合、使用料をいただきます。 利用料金：1日あたり 100円

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、利用終了時にその都度お支払い下さい。  
ご希望によって口座振替もご利用できます（翌月の末日に引き落とし）。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者へ申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間を契約者に提示して協議します。

## 5. 苦情の受付について（契約書第 25 条参照）

### （1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 電話番号 028-637-3100

[職名] 短期入所生活介護 生活相談員 塩田 貴史

○受付時間 毎日 8：30～17：00

### （2）第三者委員

○住所：宇都宮市白沢町468番地4

氏名：税理士 河内 太郎 電話番号：090-3450-0236

○住所：宇都宮市田野町348

氏名：民生委員 長岡 伸 電話番号：028-652-2853

○受付時間 毎日

8：30 ～ 17：00

### （3）行政機関その他苦情受付機関

宇都宮市高齢福祉課	所在地 電話番号 F A X 受付時間	宇都宮市旭 1-1-5 028-632-2906 028-632-3040 8：30～19：00
栃木県 国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号 F A X 受付時間	宇都宮市本町 3-9 栃木県本庁合同ビル 6 階 028-643-2220 028-643-5411 9：00～17：00
栃木県保険福祉部 高齢対策課介護保険班	所在地 電話番号 F A X 受付時間	宇都宮市塙田 1-1-20 028-623-3148 028-623-3925 8：30～17：00

## 6. 第三者評価の実施状況

実施なし

## 7. 事故発生時の対応

### (1) 利用者及び家族への対応

① 最善の処置

介護事故が発生した場合、まず利用者に対して可能な限りの緊急処置を行い、引き続き看護職員を呼び、最善の処置を実施します。

② 責任者への報告

速やかに所属長へ報告し、施設で対応できない場合には主治医の指示を得てその後協力医療機関への要請をする。

③ 利用者及び家族への説明等

処置が一段落すれば、できるだけ速やかに利用者や家族等に誠意を持って説明し、家族の申し出についても誠実に対応します。

④ 利用者及び家族への損害賠償

介護事故により施設が賠償責任を負った場合には、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の賠償責任保険により利用者及び家族に補償します。

⑤ 事故記録と報告

利用者への処置が一通り完了した後、できるだけ早く介護事故報告書を作成します。介護事故当事者は、事故概要を「ヒヤリ・ハット事例報告書・介護事故報告書」に記載します。

事故の概要、利用者の状況、現在の治療、今後の見通し及び利用者等への説明した内容などを必ず記載しておきます。

### (2) 行政機関への報告

重大な介護事故や入居者が死亡するなど重大な事態が発生した場合、速やかに宇都宮市へ報告を行います。

## 8. 禁止事項

当事業所では多くの方に安心してサービスをご利用していただくために、利用者または身元引受人、その他ご家族等関係者による以下の行為を禁止しております。

① 職員に対する身体的暴力行為

② 職員に対する精神的暴力行為（攻撃的で威圧的な言動）

③ 職員に対するセクシュアルハラスメント行為

④ 特定の職員への付きまとい、プライバシーの侵害

⑤ 職員に対する営業行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、その他迷惑行為

⑥ 利用継続が困難になる程度の背信行為、反社会的行為

⑦ 解決しがたい要求を繰り返しおこない、通常の業務を妨げる行為

※15分以上、同じ要求が続いている場合、録音させて頂く場合があります。

令和 年 月 日

指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき、重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 長寿栄光会 宮の里かわだ

説明者職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

本人（利用者）住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

代筆者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(続柄： )

連帯保証人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(続柄： )

\*連帯保証人は、契約者に滞納が発生した場合、事業者への損失を補うこととします。

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 事業所の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階

(2) 建物の延べ床面積 3642.08 m<sup>2</sup>

#### (3) 事業所の周辺環境

宮の里かわだは JR 宇都宮駅から約 2.2 km に位置し、近くには田川が流れ自然にあふれた閑静な地ながら、住宅地や国道 4 号線にも近く、交通の便がよい地域です。また、日常生活に欠かすことのできない郵便局、銀行、医療機関、消防署、バス停等が近くにあるほか、騒音がなく日当たりのよい大変素晴らしいところです。

### 2. 職員の配置状況

#### <配置職員の職種>

**介護職員**…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

・3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

**生活相談員**…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活相談員を配置しています。

**看護職員**…主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。

・1名の看護職員を配置しています。

**機能訓練指導員**…ご契約者の機能訓練を担当します。

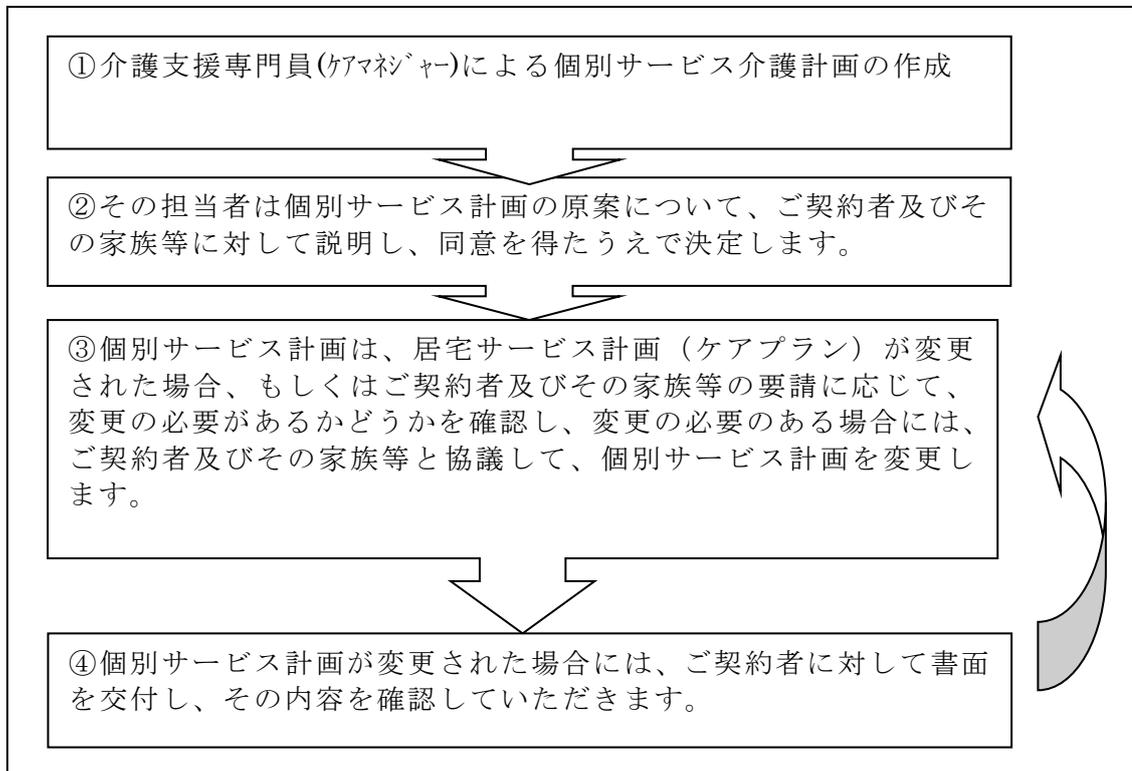
・短期入所生活介護—看護師1名を月に1回～4回の訓練指導を行うため配置しております。

**医師**…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名の非常勤医師（内科医）を配置しています。

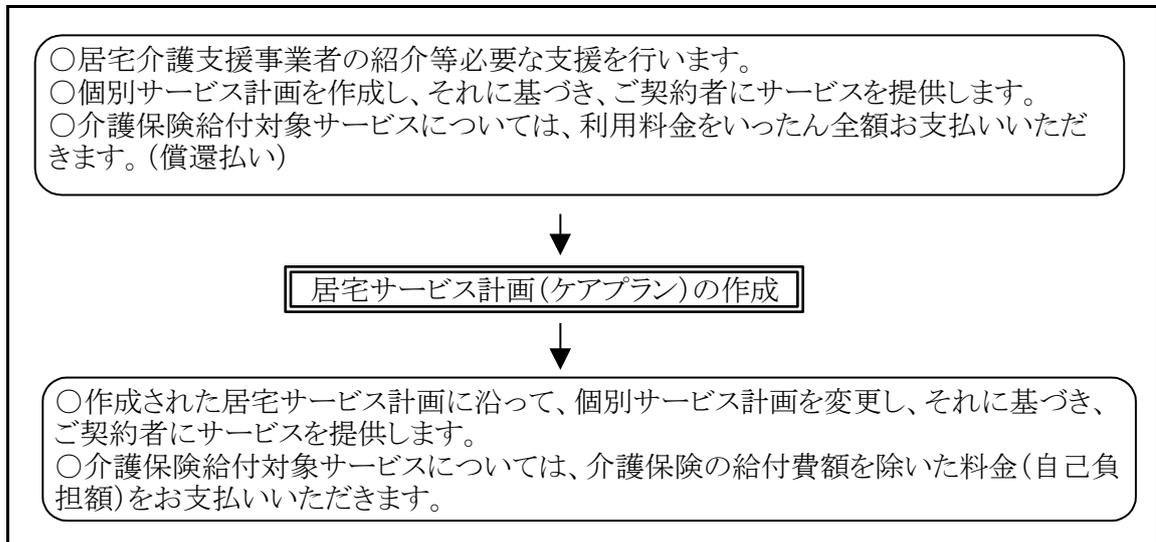
### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスに係る介護計画（以下、「個別サービス計画」という。）に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

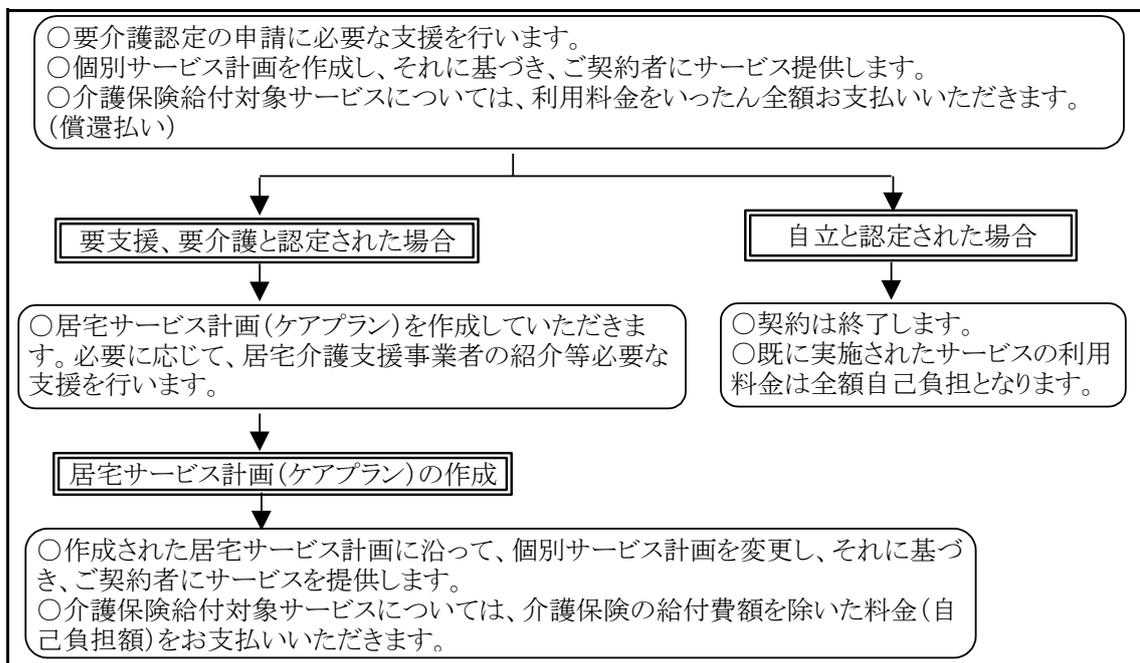


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



#### 4. サービス提供における事業者の義務（契約書第 11 条、第 12 条参照）

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全確保やプライバシー・個人情報法の保護などに配慮するなど、契約書第 11 条、第 12 条に規定される義務を負います。当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行ないます。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2 年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑦事業者及びサービス従事者または職員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務・個人情報保護）  
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。  
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

#### 5. 緊急時における対応方法

当施設利用中に、ご契約者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合、その他必要とする場合は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講じます。

#### 6. 非常災害対策

当施設は、非常災害に関する具体的計画を策定し、毎年度定期的に訓練を実施しています。

## 7. 虐待防止のための措置

当施設は、ご契約者の人権の擁護、虐待防止のために次の措置を講じています。

- (1) 虐待防止のための委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止のための定期的な研修の実施
- (4) 前3号の措置を適切に実施するための担当者の設置

## 8. サービスの利用に関する留意事項

### (1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

ペット、危険物等

### (2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第13条・第14条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### (3) 喫煙

事業所敷地内は禁煙となっておりますので、喫煙はできません。

### (4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

## 協力医療機関

医療機関の名称	宇都宮脳脊髄センター
所在地	宇都宮市一番町 1-18
診療科目	内科、脳神経外科、循環器内科、ペインクリニック神経外科 心臓血管内科
医療機関の名称	宇都宮中央病院
所在地	宇都宮市東宿郷町 2-1-1
診療科目	内科、外科、泌尿器科、循環器科、整形外科、リハビリテーション科、神経内科、人工透析内科
医療機関の名称	宇都宮記念病院
所在地	宇都宮市大通り 1-3-16
診療科目	総合診療科、内科、外科、整形外科、循環器内科、皮膚科等
医療機関の名称	宇都宮南病院
所在地	宇都宮市八千代 1-2-11
診療科目	内科、胃腸科、循環器科、小児科、外科、整形外科、肛門科、 リウマチ科、リハビリテーション科、麻酔科
医療機関の名称	報徳会 宇都宮病院
所在地	宇都宮市陽南 4-6-34
診療科目	内科、精神科、外科、皮膚科、整形外科、歯科

## ②協力歯科医療機関

医療機関の名称	イクシーファミリー歯科
所在地	鹿沼市西茂呂 4-41-2

## 9. 損害賠償について（契約書第 15 条、第 16 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 10. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から6ヶ月間ですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に6ヶ月間同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第18条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

### （1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第19条、第20条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②事業所の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ご契約者が入院された場合（一部解約はできません）
- ④ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合（一部解約はできません）
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑧他の利用者がご契約者の身体、財物、信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

## (2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第 21 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上 (※最低 3 ヶ月) 遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

## (3) 契約の一部が解約又は解除された場合 (契約書第 22 条参照)

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

## (4) 契約の終了に伴う援助 (契約書第 18 条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。